

まる削減計画期間における削減義務率（以下「第三期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあつては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあつては当該下欄に掲げる割合とする。

| 事業所の種類 | | 割合一 | 割合二 |
|-----------|---------------------------------------|--------|-------|
| 一 第一区分事業所 | | 百分の二十七 | 百分の十七 |
| 二 第二区分事業所 | (一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所 | 百分の二十五 | 百分の十五 |
| | (二) (一)以外のもの | 百分の二十五 | 百分の十五 |

5 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの第三期削減義務率は、同項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、百分の二を減じて得た割合とする。

第四条の十九中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「当該状況変更年度の属する削減義務期間の終了する年度」を「次の状況変更年度の前年度」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第六項第三号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更に及ぶ変更後の基準排出量を算定する場合（特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更があつた場合に限る。）において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第三号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第三号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定めるところにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。

第四条の二十一の四第六項中「条例第五条の二十一の二第二項又は第五条の二十二第二項若しくは第五項の規定による申請」を「次に掲げる行為（第一号又は第二号に掲げる届出にあつては、前項第二号又は第三号に掲げる事項（同項第三号イに掲げる事項の

うち口座管理者に係るものを除く。）に変更があつた場合に限る。）に、「当該申請」を「当該行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第五条の九第一項第一号の規定による届出
二 条例第五条の九第二項の規定による届出
三 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請
四 条例第五条の二十二第二項の規定による申請
五 条例第五条の二十二第五項の規定による申請

第四条の二十一の六第三項第四号中「第四条の二十一の十四」を「第四条の二十一の十四第一項」に改める。

第四条の二十一の十四第一項中「九月末日」の下に「（第四条の九第一項第二号に掲げる場合に該当した特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等にあつては、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の同号に定める日）」を加える。

第四条の二十一の十七第二項第二号及び第三号中「当該」を削る。

第四条の二十六第二項中「毎年度十一月末日」の下に「（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があつた年度にあつては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）」を加える。

第八条の二中「すべて」を「全て」に、「及び増築部分」を「増築部分及び改築部分」に改める。

第八条の三第一項中「新築」の下に「又は改築」を加える。

第八条の六第二項第一号中「大規模特定建築物」を「特定建築物」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の七第二項中「公表は、」の下に「遅くとも」を加え、「の少なくとも三十日前」を削る。

第八条の十一第二項中「地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち」を「遅くとも」に改め、「の少なくとも三十日前」を削る。

第九条中「第十九条第一項」を「第二十条」に改め、「新築」の下に「又は改築」を加える。

第九条の二を次のように改める。

(省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十條の三に規定する規則で定める用途は、第八條の三第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。

2 条例第二十條の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 条例第二十條の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一 当該特定建築物のうち、第八條の三第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部(当該用途に供する部分の延べ面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。))が二千平方メートル以上である場合に限る。) 別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 当該特定建築物のうち、第八條の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部(当該用途に供する部分の延べ面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。))が二千平方メートル以上である場合に限る。) 別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

第九条の三の見出し中「規模等」を「規模」に改め、同条第一項中「第二十條の三」を「第二十條の四」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十條第一項並びに同条第二項第二号及び第三号中「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第三項中「の三十日前」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第二十一條に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八條第二号又は第三号に該当する建築物とする。

第十條の二第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十一條の二第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八條第二号又は第三号に該当する建築物とする。

第十一條中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、「第二十三條の三第四項」の下に「(第二十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二條の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「特定建築主等氏名等変更届出書」を「建築主等氏名等変更届出書」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第三号に掲げる事項の変更にあつては、次に掲げる変更以外の変更をする場合

ア 主たる用途の変更

イ 第八條の三第二項各号に規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

二 条例第二十一條第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合

三 条例第二十一條第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する再生可能エネルギーの利用に係る措置の有無の検討結果を変更するとき又は当該措置のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

5 条例第二十二條第二項の規定による建築物等の新築等の中止の届出は、別記第四号様式の二による建築物環境計画中止届出書によらなければならない。

第十三條第一項及び第二項中「特定建築物等工事完了届出書」を「建築物等工事完了届出書」に改め、同条第三項中「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第五項中「特定マンション」を「マンション」に改める。

第十三条の二第一項を削り、同条第二項中「第二十三条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までに規定する用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)とする。

第十三条の二第三項を次のように改める。

3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネルギー法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

第十三条の三中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「特定マンション」を「マンション」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める規模は、住居の用に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であることとする。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

(マンションの環境性能の任意表示等)

第十三条の三の二 条例第二十三条の三の二第一項に規定する規則で定める広告は、前条第二項各号に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

2 条例第二十三条の三の二第二項に規定する規則で定める日は、マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

3 前条第四項から第六項までの規定は、条例第二十三条の三の二第一項の規定によるマンション環境性能表示の表示について準用する。

第十三条の四の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「特別大規模特定建築物」を「特別大規模特定建築物等」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項第一号中「特別大規模特定建築物」を「特別大規模特定建築物等」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、「いずれも」を削り、同条第二号中「特別大規模特定建築物」を「特別大規模特定建築物等」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に、「第十三条の二第三項第一号及び第二号」を「第十三条の二第二項各号」に改め、同項

を同条第二項とし、同条第五項中「第三項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「省エネルギー性能評価書交付届出書」を「環境性能評価書交付届出書」に改め、同条第一号中「省エネルギー性能評価書交付状況一覧」を「環境性能評価書交付状況一覧」に改め、同条第二号及び第三号中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同項を同条第四項とする。

第十三条の五第二項中「第二十三条の三第一項」の下に「若しくは条例第二十三条の三の二第一項」を加え、同条第三項中「特定建築主等氏名等変更届出書」を「建築主等氏名等変更届出書」に改め、同条第四項中「第二十三条の三第四項」の下に「(条例第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)」を加え、「特定建築物等工事完了届出書」を「建築物等工事完了届出書」に、「第十三条の三第一項各号」を「第十三条の三第二項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出書等の提出)

第十三条の五の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第三節の規定による提出、届出又は報告に係る書類等の提出、届出又は報告は、提出書又は届出書の正本に磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録した次に掲げる書類等の添付により行うことができる。

一 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書の正本の写し

二 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書に添付する関係書類等の正本及びその写し

附則第十一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|---|---------------------------------|-----------------|
| 一 平成二十八年年度から平成三十一年度までの間に条例第五条の十五第一項の規定による申請(以下こ | 当初申請(平成二十八年年度から平成三十一年度までの間に行われた | 当初申請を行って五年間から起算 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>の表において「申請」という。） (第一期当初申請(平成二十四年度から平成二十六年までの間に初めて同項の基準(以下「基準」という。)に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請をいう。以下同じ。)を行つた年度から起算して五箇年度の間に再度行われた申請を除く。)を行つた年度に適合することを知事が認めた事業所(以下「特例認定事業所」という。)(二に該当するものを除く。)</p> | <p>最初の申請であつて、基準に適合することを知事が認めた事業所となつたときの申請(第一期当初申請を行つた年度から起算して五箇年度の間に再度行われた申請を除く。)を行つた年度</p> | <p>年度(基準に適合しなくなつたことを知事が認めた場合にあつては、その認められた日の属する年度)</p> |
| <p>二 特例認定事業所のうち、再申請(当初申請を行つた年度の属する削減計画期間内において再度行われた申請をいう。以下同じ。)を行い、基準に適合することを知事が認めた事業所</p> | <p>再申請を行つた年度</p> | <p>当初申請を行つた年度から起算して五年度目の年度(再申請の後に基準に適合しなくなつたことを知事が認めた場合にあつては、その認められた日の属する年度)</p> |

別表第一 一の項へ中「同条第五項各号」を「同条第六項各号」に改める。
 別表第一の三の二備考四中「第四条の十九第五項」を「第四条の十九第六項」に改める。

別記第一号様式中

- 「3 「温室効果ガスの排出について責任を有する者」欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入押印して、添えること。」
- 「3 「温室効果ガスの排出について責任を有する者」欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入押印して、添えること。」

- 4 指定地球温暖化対策事業者に変更があつた場合は、別紙に当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

- 5 第4条の21の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。)に変更があつた場合は、別紙に当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。

別記第一号様式の五中

- 「2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。」
- 「2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。」

- 3 第4条の21の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。)に変更があつた場合は、別紙に当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式の六中

- 「※印の欄には、記入しないこと。」
- 「1 ※印の欄には、記入しないこと。」

- 2 第4条の21の4第5項第2号又は第3号に掲げる事項(同項第3号に掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。)に変更があつた場合は、別紙に当該変更のあつた旨及び当該変更の内容を記載して、添えること。」

ぬ。

別記第一号様式中「特定建築物等」及び「建築物等」

- 「5 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり」

- 「5 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり」

別記第一号様式中

- 【設備】 導入する 導入しない
- 【電力】 導入する 導入しない 未定

める。

別記第三号様式の三中「特定建築物等」や「建築物等」に於ける。
 別記第三号様式の四中「事業所」や「事務所」及び「特定建築主等氏名等変更届出書」や「建築主等氏名等変更届出書」及び「特定建築主等の」や「建築主等の」及び「特定建築物等」や「建築物等」に於ける。
 別記第四号様式中「特定建築物等」や「建築物等」及び「建築物環境計画書等」や「建築物環境計画書提出書等」及び「建築物環境計画書（）」や「建築物環境計画書提出書（）」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第4号様式の2（第12条関係）

東京都知事 殿

年 月 日

住所 氏名

（法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

印

建築物環境計画中止届出書

建築物環境計画に記載した建築物等の新築等を中止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 建築物等の名称 | |
| 建築物等の所在地 | |
| 建築物環境計画書提出書提出番号 | 建築物環境計画書提出書（ 建築物環境計画書変更届出書（ ）） |
| 新築等を中止した日 | 年 月 日 |
| 新築等を中止した理由 | |
| 連絡先 | |
| ※受付欄 | (電話番号) |

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第五号様式中「特定建築物等工事完了届出書」や「建築物等工事完了届出書」に、「特定建築物等の」や「建築物等の」及び「建築物環境計画書等」や「建築物環境計画書提出書等」及び「建築物環境計画書」や「建築物環境計画書提出書」に改める。

別記第五号様式の二中「建築物環境計画書等」や「建築物環境計画書提出書等」及び「建築物環境計画書」や「建築物環境計画書提出書」に、「特定建築物等工事完了届出書」を「建築物等工事完了届出書」に改める。

別記第五号様式の三中「特定マンション」や「マンション」及び「第23条の3第3項」や「第23条の3第3項」及び「特定建築物等」や「建築物等」及び「建築物環境計画書等」や「建築物環境計画書提出書等」及び「建築物環境計画書」や「建築物環境計画書提出書」に改める。

別記第五号様式の四中「省エネルギー性能評価書交付届出書」や「環境性能評価書交付届出書」に、「省エネルギー性能評価書」や「環境性能評価書」に、「建築物環境計画書等」や「建築物環境計画書提出書等」及び「建築物環境計画書」や「建築物環境計画書提出書」に、「特定建築物等工事完了届出書」や「建築物等工事完了届出書」に改める。

別記第五号様式の五中「特定ムンクン」を「ムンクン」に、「特定建築物等」を「建築物等」に、「建築物環境計画書等」を「建築物環境計画書提出書等」に、「建築物環境計画書」を「建築物環境計画書提出書」に改める。

附則
(施行期日)

1 この規則は、平成三十二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の十六第三項、第四条の二十一の六及び第四条の二十一の十七の改正規定、第八条の二(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)の改正規定並びに第八条の六第二項第一号(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)の改正規定は公布の日から、第四条の七、第四条の八、第四条の十九、第四条の二十一の四、第四条の二十六、別表第一、別表第一の三の二並びに別記第一号様式、第一号様式の五及び第一号様式の六の改正規定は平成三十一年四月一日(以下「一部施行日」とい

う。)から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条の十二第三項の規定(新規則第四条の十三第一号又は第二号において適用する場合を含む。)は、算定の対象となる年度が平成三十二年以後である環境価値換算量又はその他削減量に係る換算を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が平成三十一年度以前である環境価値換算量又はその他削減量に係る換算を行う場合については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる事業所の種類に該当するものの新規則第四条の十六第四項及び第五項に規定する第三期削減義務率は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる期間に限り、当該下欄に掲げる割合とする。

この場合において、新規則第四条の二十第三項の規定の適用については、同項中「第四条の十六各項に規定する削減義務率」とあるのは、同表一の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては「第四条の十六第二項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる割合」と、同表二の項及び三の項に掲げる事業所について適用する場合にあつては「第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合」とする。

| 事業所の種類 | 期間 | 割合 |
|---|--------------------------------|---|
| 一 特定地球温暖化対策事業所に該当した年度(事業所区域の変更に伴い新たな指定を受けた特定地球温暖化対策事業所(以下「新指定事業所」という。)にあつては、新指定事業所の区域にその区域の全部又は一部が含まれる旧指定事業所(事業所区域の変更の前に指定を受けた特定地球温暖化対策事業所をいう。))が特定地球温暖化対策事業所に該当した年度のうち最も早い年度。以下「該当年度」という。)が平成二十三年度から | 該当年度から起算して六年度目の年度から五箇年度に満たない期間 | 新規則第四条の十六第二項の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該中欄に掲げる割合 |

| | | |
|-----------------------------------|-------------------|---|
| 平成二十六年までの間である事業所 | | 新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に 応じ、当該下欄に掲げる割合 |
| 二 該当年度が平成二十八年度から平成三十一年度までの間である事業所 | 該当年度から五箇年度に満たない期間 | 新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に 応じ、当該下欄に掲げる割合 |
| 三 該当年度が平成三十二年から平成三十五年までの間である事業所 | 該当年度から平成三十五年までの期間 | 新規則第四条の十六第一項の表の上欄に掲げる事業所の種類に 応じ、当該下欄に掲げる割合 |

4 新規則第四条の十九第五項の規定は、平成二十七年四月一日から一部施行日前までの間にあった状況の変更に係る都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更にしても適用する。

5 施行日以後に建築物環境計画書を提出し、及び施行日から平成三十二年四月二十一日までの間に特別大規模特定建築物等の新築等に係る工事の着手を予定している特別大規模特定建築主は、新規則第十三条の四第一項の規定にかかわらず、建築物環境計画書を提出した日から同項各号に掲げる日のいずれか早い日までの間に条例第二十三条の四第一項の規定による環境性能評価書の交付を行うものとする。

6 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式、第一号様式の五、第一号様式の六、第三号様式、第三号様式の二、第三号様式の三、第三号様式の四、第四号様式、第五号様式、第五号様式の二、第五号様式の三、第五号様式の四及び第五号様式の五による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

